

議 第 2 号

公共施設等の除却に対する財政措置の  
拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国においては、国民の豊かで安定した暮らしを支えるために、行政庁舎だけでなく文化施設・福祉施設をはじめ公共施設等の整備を行い、行政サービスを提供してきたが、施設の老朽化とともに人口減少等による利用者の減少や社会経済の変化等によって、施設の必要性や役割が変化してきている。

地方自治体においては、これまでに整備した施設が担ってきた行政サービスの機能を維持しながら公共施設等の保有量を削減するため、施設の集約化や転用等を進めているが、将来の維持管理費用の増加や安全管理の観点等から、施設によっては利用を継続せずに除却すべきものも生じている。

現在、施設の集約化・複合化事業については公共施設等適正管理推進事業債の対象となり交付税措置が設けられているものの、既存施設の除却事業については起債に対する交付税措置がないことから、地方自治体において施設を除却する費用が負担となって除却が進まないことが懸念されている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、時代の変化に応じて公共施設等の保有量の適正化を実現するためには施設の除却が不可欠であることから、公共施設等の除却事業について交付税措置を設けるなど、公共施設等の除却に対する財政措置の拡充を図るよう強く要請する。